

2013年参議院選挙と現代日本の 政治状況に関する一考察

土 倉 莞 爾

はじめに

2013年7月21日の第23回参議院選挙では、予想どおり自民党が大勝し、公明党の完勝と合わせて、国会のねじれ状態は解消した。山口二郎によれば、与党はねじれの解消を誇るが、今回の選挙は民意と政権の乖離という別の大きなねじれを作り出した。各種の世論調査は、そのことを示している（山口 2013a, 41）、と言う。

山口は、また、この20年、改革が叫ばれ、政党再編の試行錯誤が続いた。そして、4年前には民主党による政権交代が実現したが、政権の担い手を変えることによって新しい社会を実現するという実感を得ることはできなかった。むしろ、自民党に取って代わると称する側において、統治能力が欠如し、さらには重要政策をめぐる分裂するなど、政党の体をなしていないという問題が露呈した。民主党の失敗の面ばかりが国民の印象に残り、民主党に対する失望とともに、政治の変革の可能性に対する希望も根こそぎ押し流されたというのが、民意の現状である（山口 2013a, 44）。

山口の以上の所論については、さしあたり、次のような問題点を指摘しておきたい。まず、国会のねじれは解消されたが、民意と政権の乖離という別の大きなねじれが生じたのだろうか、疑問である。民意をどのようにとらえるかによると思われるが、世論調査における安倍内閣の支持率は依然として高いのである¹⁾。何故なのか、よく考えてみたいというのが、本稿の目的のひとつである。次に、政治の変革の可能性に対する希望も根こそぎ押し流されたにとらえ

るのも同意できない。政治の変革の可能性に対する希望は、民主党が政権に就いた時、たしかにあった。そして、これから以下において検証してみたいのであるが、それが次第にというか、何時の間にか希望が失望に変わったのである。この局面をどのようにとらえるかで見解は分かれるだろうが、私見では「根こそぎ押し流された」ととるのは性急すぎるような気がする。つまり、熱狂から失望へのプロセスであるが、あまり対象に近寄りすぎると、かえってものが見にくくなったりすることもあると思える。現代日本の政治状況において、いかなることが起き、また消えて行こうとしているのか、よく考えてみたいと思うからである。

「この20年、改革が叫ばれ、政党再編の試行錯誤が続いた」と山口が言うように、日本の政治は転変をきわめるが、なんと言っても、「2009年の政権交代は、選挙による明確な選択によって政権担当政党が交代したという点で、歴史的な意義を持つものであった」（飯尾 2013, 104）。振り返って見れば、2009年、政権を担当することに民主党を支持するかどうかを問わず、一般に新政権への期待は高かった。ところが、飯尾潤によれば、政権交代直後から、政権運営上の不手際などが相次ぎ、1年も経たないうちに鳩山由紀夫内閣が崩壊し、その後も失敗を繰り返して、選挙民からの信任を失っていった。そして、ついには議員が次々と離党して衆議院の多数を失う危機を前に衆議院を解散することとなる。その総選挙では、政権奪還を目指す自民党や公明党との対立に加えて、離党議員が作る新党と新たに台頭した新党に票を食われ、解散前議席の4分の1以下という大敗を喫して、政権の座を失った。まさに劇的な失敗であって、再度の政権交代をもたらしたのみならず、いったんは成立したかに見えた2大政党主軸の政党システムの崩壊をもたらした（飯尾 2013, 104）。

2013年の参議院選挙と2012年の衆議院選挙における民主党の大敗北は、基本的に、民主党の「政権交代」の失敗である。2つの選挙結果はその反映である。これについて、牧原出によれば、2009年の民主党政権下で生じたのは、民主・自民双方の混乱と停滞であった。まず、民主党政権下の鳩山由紀夫、菅直人の両首相は、自民党からの「政権交代」を意識するあまり、ことさらに、また性

急に自民党とは異なる政治スタイルを打ち出そうとした。それによって自民党政権時代の政治が急速かつ全面的に改革されることを、漠然と期待していたのであろう（牧原 2013, 210-11）。現代日本の政治状況を広い視野から観察すれば、政治学のABCとして、民主党の選挙における大敗と、政権の失敗は貴重な研究材料と言ってよい。以下において、さまざまな問題点を摘出してみたい。

1

2013年7月の参議院選挙の考察にあたって、選挙前の問題状況、選挙戦、選挙の結果の分析の順に述べてゆくことにするが、まず、選挙前の問題状況として、参議院選挙の前に書かれた中北浩爾の論文をとりあげてみたい。

中北は次のような興味深いエピソードから始める。2012年12月の衆議院選挙の結果、民主党が惨敗し、その後、新しく民主党の代表となった海江田万里は全国行脚をしていたが、2013年2月2日、宇都宮市で開催された党员・サポーター集会で「疾風に勁草を知る」ということばに言及した。中北によれば、2010年1月24日、自民党大会で、当時の谷垣禎一総裁もこの「疾風に勁草を知る」という故事を引用した。

ここから、中北は次のように言う。2009年と2012年の総選挙で、歴史的な大敗を喫した自民党と民主党は、茫然自失に陥りながらも、復活のきっかけを掴もうと必死にもがき、苦しんだ。現在の民主党をみるにつけ、既視感を覚える（中北 2013, 77）。

中北によれば、今日から振り返るならば、2000年代は民主党の時代だったといえると言う。民主党の台頭こそが日本政治の主旋律だった（中北 2013, 78）。中北は『現代日本の政党デモクラシー』という著書において、現代日本の、統治機構のみならず、政治家と選挙民の関係を含み、民主主義のありかたを分析している。中北が分析の中心に据えるのは、政党である。政党は、政治家の集団として統治を担うとともに、選挙で選挙民の票をめぐって他の政党と争い、党员や支持団体を擁して、国家機構と市民社会を結びつける。中北は、こうした政党を基軸とする民主主義を政党デモクラシーと呼び、上記の書において、

政党デモクラシーをいくつかの種類化した上で、衆議院に小選挙区制が導入された1994年の政治改革から、2003年のマニフェスト選挙の開始、2009年の政権交代を経て、現在の日本政治の構造的変化を明らかにしている（中北 2012, v）。本稿も基本的にはこのような視角から論じてゆくことにする。

中北は、リチャード・カツツとピーター・メアのカルテル政党論（Katz and Mair, 1995）によりながら、元来、市民社会の内部に位置していた政党は、次第にそこから自立を始めて国家機構の内部に浸透し、国家と社会のブローカー的な役割を果たすようになり、ついには黨員や党費収入などを通じた市民社会との強固な結びつきを解消する一方、国家からの補助金やメディア規制に依存するようになった、と述べた。したがって、1990年代の日本政治の改革は、多数決型民主主義への接近と政党の脱社会化の二つを導いた、と観察した（中北 2009, 16）。現在の政治状況から思考すれば、政党の脱社会化はその通りとして、多数決型民主主義をどう考えるかにもよるが、あまりにも自民党が勝ち過ぎた参議院選挙後の現況は、正常な多数決型民主主義であるかどうか、自問せざるをえないものがある。

2

選挙戦はどのように戦われたのか。ここでは、まず、公明党の動向を追うことから議論を始めてみよう。2012年12月の衆議院選挙で、憲法改正を前面に掲げる安倍晋三が率いる自民党が地滑りの勝利を収め、いわゆる「改憲政党」である日本維新の会、みんなの党と3党を合わせて衆議院議席の3分の2を超えた。そして、参議院選挙後、憲法改正が現実のものになるのか、その場合、改正の内容はどうなるのか、結局、カギを握るのは公明党とその背後に控える創価学会になる、と中野潤は言う（中野 2013, 98）。

改憲が参議院選挙の争点になることは何としても避けたい公明党の幹部たちは安倍周辺に働きかけを続けた。それに応えるかのように、安倍は発言のトーンを修正してゆく。2013年5月10日夕、フジテレビ系のニュース番組に出演して、（憲法改正を）「無理にやろうとすれば元も子もない。国民的議論が高まっ

ているかと言え、そうではない」と慎重な姿勢を強めた。安倍が慎重な姿勢を見せた背景には、米国の政府や議会関係者の間に、北朝鮮情勢が緊迫する中、憲法9条の改正につながる96条改正に安倍政権が前のめりになれば、日本と中韓両国との関係が一層悪化しかねないという懸念が広がり、それが官邸に伝わったためだとの見方もある（中野 2013, 101）。

全体としての選挙戦の様相は、2013年6月28日の『日経ニューズメール』の「アベノミクスや原発……参院選公約で対立鮮明」が伝えている。それによれば、

参院選公示まで1週間となった6月27日、各党の参院選公約が出そろった。経済政策、環太平洋経済連携協定（TPP）、原発政策、憲法改正の四大争点をめぐり対立が鮮明になっている。安倍政権を攻撃する野党側も独自色を競い合っており、公約の一部には、選挙後の安倍政権との連携をにらんだ布石とする狙いもうかがえる。

自民党は安倍晋三首相が進める経済政策「アベノミクス」を前面に押し出した。政権交代直前からの円安・株高基調が、内閣や自民党の高支持率を維持する要因になっているとの判断がある。

党執行部は政府が決定した成長戦略の内容を6月に追加した。新たに書き込んだ「思い切った投資減税を行い、法人税の大胆な引き下げを実行」も、首相が打ち出した秋以降の重点政策を受けたものだ。選挙後も経済を優先し、成長戦略を強化する方針を掲げた。

アベノミクスに政権批判の力点を置いたのが民主党だ。とりわけ第1の矢である金融政策では、最近の相場の乱高下を踏まえ、異次元緩和は物価高や長期金利の上昇といった「強い副作用」があると指摘する。第2の矢である財政政策にも批判的だが、第3の矢の成長戦略については民主政権時代に似通った政策を掲げた経緯があり、違いを訴えにくいのが実情だ。

日本維新の会はアベノミクスの内容が不十分との立場で自民を攻撃する。6月27日に発表した公約には、混合診療の解禁や農協の抜本改革などを盛り込んだ。農協、日本医師会、電気事業連合会を「既得権3兄弟」と批判するみんなの党も「農協改革の断行」などを提示。自民や民主の支持組織を意識した改革項目を掲げて、「第三極」の存在感をアピールする。

政府が7月の交渉参加を決めた TPP への対応も、維新、みんなが成長戦略の観点

から積極姿勢を打ち出し、自民を挑発する構図だ。みんなは「TPPのみならず日中韓自由貿易協定（FTA）などの広域 FTA を推進」と明記。維新は「TPP は攻めの交渉で国益を勝ち取る」とした。

自民は首相と歩調を合わせて TPP 交渉参加を明示しつつ、支持層の農業団体などに配慮して「守るべきものは守る」との表現も盛った。党内には農林関係議員をはじめ TPP 参加に慎重意見がなお残る。中長期の方針を示す「総合政策集」にはコメなど重要5品目の関税を確保できない場合には「脱退も辞さず」との文言を入れた。

世論調査で賛否が割れる原子力政策も対立軸だ。自民は安全が確認された原発の再稼働に前向きな姿勢を打ち出し、民主前政権からの政策転換を明確にした。経済界に原発活用を求める声が強いうえ、福島県を除く原発立地地域の自治体首長からも再稼働の要請が相次いでいる事情がある。

野党は「脱原発」ではほぼ足並みをそろえる。民主は安全を前提に再稼働を容認しつつも「2030年代に原発稼働ゼロ」の看板を下ろしていない。みんなは「20年代ゼロ」、維新は「30年代までにフェードアウト」と、野党間で脱原発の達成時期を競い合っている。

自民と連立を組む公明党も公約に「原発ゼロを目指す」と明記した。当初は自民に配慮し「脱原発依存」とする方向だったが、支持母体の創価学会の反発を受けて昨年の衆院選公約で掲げた「原発ゼロ」に回帰した。

参院選での自民優勢が伝えられるなか、選挙後の与野党連携の可能性がとりざたされる。維新の改憲、みんなの公務員改革の公約は、安倍政権への秋波もにじむ。首相が春先に意欲を示した改正の発議要件を規定する憲法96条の先行改正は、維新が公約に明記した。自民が公明に配慮して見送ったのとは対照的だ。維新は安全保障でも集団的自衛権の行使に関する法整備など、首相の信条に近い保守色の強い政策を並べた。

みんなの党も「憲法改正の手続きの簡略化を進める」と書き込み、自民と歩調を合わせた。渡辺喜美代表が第1次安倍内閣の行政改革担当相時代に推進した公務員制度改革案も盛った。自民より強い表現で安倍政権を引き込み、党の政策を実現する狙いが透ける。

いくつかのコメントが可能かと思う。まず、四大争点として、経済政策、環太平洋経済連携協定（TPP）、原発政策、憲法改正を挙げているが、ほぼ妥当する。しかしながら、選挙結果がわかった時点で、すなわち後知恵の観点から

言うならば、これらの争点がどれくらい投票行動に反映されたのか慎重に考えてみる必要がある。これは争点そのものが、曖昧に終始した点にもうかがえる。例を「アベノミクス」と原発政策に限って問題にすると、まず「アベノミクス」であるが、これはかなり気分的な総論である。ネオリベラルが基調であろうが、かなりぼかされている。甘口になっていると言い換えてもよい。これでは反対しようもしようがない側面がある。次に原発政策であるが、「再稼働に前向き」というスタンスと「原発ゼロを目指す」というスタンスは実は共存可能なのである。自公だからそうなっていると言いたいのではない。民主党でも大阪維新の会でも、将来はというのでは、激しい争点であるとは言えないのではなかったのではなかろうか。TPP 交渉について付言すれば、自民党こそ「反対」と言ってもおかしくないところがある。しかし、そうはならない。反対に日本維新の会は賛成にまわっている。ヨーロッパのポピュリズム政党は内向きである。日本維新の会もナショナリズムの政党なら「貿易自由化」には反対しなければならないのではないか？。最後に、「維新の改憲、みんなの公務員改革の公約は、安倍政権への秋波もにじむ」という点であるが、結局、自民党以外は争点が立てられないという現状を如何ともしがたいという感を深くする。「一党優位政治体制」という呼称が流行したことがあったが、現在の自民党はその現在版かもしれない。

2013年7月20日『朝日新聞』によれば、安倍首相は参院選を安全運転で乗り切ろうとしている、と報道した。すなわち、街頭演説では経済政策アベノミクスを前面に出し、原発や憲法といった国論を二分する話題には踏み込まない。負担増に直結する政策課題も選挙民には語られないままであった。投票日まで残り2日に迫った7月19日、安倍首相は三重、千葉両県の3か所で街頭演説をした。大半をアベノミクスに費やし、「実体経済は間違いなく良くなっている。私たちにはこの道しかない」と成果を誇る。演説時間は15分前後。名産品などの地元ネタを交えるものの、6月の東京都議選から練り上げた内容はほぼ経済一本で通す。それゆえ、ほかの重要な政策課題は抜け落ちている。公示日の7月4日、福島県内で演説した首相は、自民党政権が進めてきた原発政策への反

省を述べた。ただ、それ以外で原発政策に触れることはなく、再稼働への言及もまったくない。交渉参加への抵抗感が強い環太平洋経済連携協定（TPP）も避けているテーマだった。さらに、参院選後に判断時期が迫る消費増税や、給付水準の引き下げが今後焦点となる年金といった国民の痛みを伴う課題はなかなか語らなかった。7月6日には大阪市など2か所で「誇りある国をつくっていくためにも憲法改正に挑む」と訴えたが、それ以降は封印。改憲に対する国民の理解が広がっているとは言えず、閣僚のひとりには「この選挙戦で憲法を語る必要はない」と話した。

さて、同じ2013年7月20日『朝日新聞』社説は非常にユニークであった。「自由を守る不断の努力」と題されたこの社説は、「これまでの参院選の様子を振り返り、思いをはせることがある。自由について、である」と書き出す。公示日に、安倍首相が第一声を上げた福島駅前の街頭で、「総理、質問です。原発廃炉に賛成？ 反対？」と記したボードを抱えた40歳の女性が、「警察の者です」と名乗る男性や、自民党国会議員秘書ら4人に囲まれた。「警察」は、ここは質問の場ではない、ボードを渡してほしいと求め、秘書が受け取った。「警察」は名前や住所、連絡先を問いただした。怖くなった女性は泣き出し、第一声が始まる前にその場を去った、という。まさに、社説の言う「ささくれだった気分が漂うこの時代」を象徴する場面であると思われる。翌日の『朝日新聞』7月21日では、国際報道部機動特派員柴田直治がマレーシアから、「投票価値の不均衡、民意を反映しない選挙、与党の都合を合わせた憲法改正……。他国の、なかでもアジアの国々の「民主主義」は往々にして奇妙に見える。でも時にそれは、合わせ鏡に映る日本の姿に似る」と警告する。同じ紙面で、特別編集委員の富永格は、パリから、トルコとエジプトの民主主義の現況を記し、「もどかしげな異国の民を思い、まずは正面から『参政』したい。あすのデモより、きょうの一票である」というメッセージを投げかけた。

3

7月21日の第23回参議院選挙の投開票の結果、自民党は49人を公認した選挙

区では岩手、沖縄以外の47人が当選。比例区でも18議席で、改選34議席を上回る65議席を獲得した。また、連立政権を組む公明党は、4選挙区で全勝するとともに、比例代表でも、民主党を上回る756万票を得て7議席となり、改選議席を1議席上回った。両党は、非改選議席を入れて135議席となり、衆参の「ねじれ」の解消だけでなく、参議院の安定多数129議席をも超えた（北野2013, 50）。

民主党は大惨敗した。自民党と争った改選1人区では全敗。その負けぶりもすさまじく、惜敗と呼べるのは三重だけで、福井の54ポイント差など、大多数は自民党候補と得票率で20ポイント以上の差がある完敗だった。自民党と議席を分け合ってきた改選2人区では、宮城ではみんなの党、兵庫では日本維新の会候補に現職が負け、京都では元衆議院議員が共産党候補に敗れた。改選3人区でも埼玉、改選4人区の大阪、改選5人区の東京と、これまで必ず1議席は確保してきた改選数の多い選挙区でも、やはり共産党や無所属候補に押し出される格好で、軒並み現職が落選した。比例代表も713万票、7議席に終わり、結党以来の最低の17議席にとどまった（北野2013, 50）。

ひとつの問題点として、公明党と共産党の健闘の背景にはこれらの政党が組織政党であるということが関係しているかもしれない。政党組織の県連組織に注目した曾我謙吾によれば、組織政党と呼ばれる共産党や公明党においては相対的に県連が果たす役割が大きく、その逆に自民党がもっとも県連の果たす役割が小さい。民主党は自民党よりは県連が果たす役割がやや大きく、社民党はさらにそれよりも大きい。共産党や公明党ほど大きくない（曾我2013, 39-40）。もっとも、民主党や自民党は、平均して見るならば、集票、政策形成、人事の3つの側面のいずれにおいても地方組織が果たしている役割は小さいが、同時にそのばらつきは大きく、ひとつの可能性として、地域によって地方組織のあり方が大きく異なるのではないかとということが考えられる（曾我2013, 42）。この地域によって地方組織のあり方が異なることについて、民主党について言えば、曾我によれば、日常の政治活動において県連が果たす役割が大きければ、政策形成におけるそれも大きく、逆もしかりであるという全体の傾向

がある。その両方の役割が大きい県連として、新潟、茨城、鳥取、長崎、長野、富山、福岡といったところがあげられる。逆にどちらにおいても、県連組織の活動が低調であるところとしては、鹿児島、群馬、大阪、埼玉などがあげられる。第3に、静岡、岩手、徳島といったところは、政策形成における役割はさほどでもないが、日常の政治活動においては、県連の役割は大きいタイプだといえる。第4に、これら以外の多くの都道府県は、どちらの側面においても中間的な性格を備えている（曾我 2013, 43）。

自民党の県連の詳細は省略して、県連と政党組織について、曾我の見解の紹介を続けたい。曾我によれば、県連が果たす役割やその活動には、政党ごとに大きな違いがある。いわゆる組織政党とそうでない政党の違いはあるのだが、組織政党と言われる中でも、あるいは非組織政党の中でも違いは存在する。日常の政治活動における組織化の程度が高い共産党、候補者決定の集権制がもっとも高い公明党、逆に分権性がもっとも高い社民党といった違いがある。他方、自民党と民主党は、平均的には県連の果たす役割が小さいとしても、その中身をよく見ると、必ずしも全国でおしなべて県連の役割が小さいのではなく、それが大きな地域も存在するが、そうでない地域も存在している（曾我 2013, 50）ことが重要である。

これに対する私見を付記すれば、県連は、統一的に画一的に存在するものではない。だが、日本の政党は、このような地方組織、もっと言えば政党組織を外しては分析できない。それくらい、強いか弱いかは別として、政党組織はウェイトを持っているのではないか。したがって、日本の選挙分析を見る場合、党首のリーダーシップ（党首力）、後援会組織のような議員個人の行動と影響力、世論やマスコミの動向だけで分析はできないと思うものである。

そこで、ここで、砂原庸介に教えられながら、民主党の地方組織について考察してみたい。砂原によれば、ヒアリングとサーベイに基づいて民主党都道府県連の特徴を整理すると、自民党の組織と大きく異なる点を2点指摘することができる。ひとつは、旧社会党を中心とした従来の社会民主主義政党の支持基盤を引き継ぎながら政党が組織されたために、労働組合という党外の組

織が大きな影響力を有すること。もうひとつは、民主党の都道府県連内部では国会議員が圧倒的な優位を占める点である。民主党都道府県連は、党の規約上国会議員の公認候補以外には代表を務めることはできないことになっている(砂原 2013a, 63)。これは、結局、民主党の都道府県連は、自民党の地方組織と比べて、地方から要望を集約する機能がさらに弱い。その背景には、民主党は1990年代の「政界再編」を受けて形成されていった政党で、国会議員の集合体という性格が強いという経緯があると考えられる(砂原 2013a, 65)。基本的に、民主党は「議員政党」であるということができよう。これは民主党の一つの母体であった社会党についても言えることであった。したがって、自民党も民主党も政党組織としては、とくに地方組織としては、まだまだ未完成であるということもできるであろう²⁾。そもそも、県連は小選挙区制の選挙のもとで単に執行部に従属する位置付けを与えられることになるのだろうか。地方議員を中心に構成され、地方の意思を集約する代表機関としての県連としての主要な機能としてこれまでに指摘されてきたのは、県連幹事長を中心とした県連幹部によって主導される知事候補の選定といった機能であった。県連がこのような機能を持つなかで、地方分権改革の進展を受けて地方政治家にとっての知事ポストの重要性が増すことは、党本部や国会議員と県連の関係を従来のものとは異なるものにする可能性がある(砂原 2009, 113)。あとで、詳細に述べることにするが、堺市長選挙における自民党の党本部と自民党大阪府連の軋轢は予想されるどころであり、国会議員も大阪府連とどのような関係にあるのか、興味を持たれるところである。

さて、話をもとに戻して、民主党に再生の芽はないのか、と齋藤美奈子は問い、細野豪の『未来への責任』から次のように引用する。「3年間の野党経験を経て与党に復帰した自民党の姿を目のあたりにして感じるのは、今や自民党から穏健な保守勢力は消え去り、国家主義が跋扈していることである。この流れは、日本維新の会で加速している。占領憲法が『日本を孤立と軽蔑の対象に貶め』たとした維新の新綱領に、私は目を見張った。そして、こうした考え方とは対峙しなければならないと決意した」(細野 2013, 18; 齋藤 2013, 17)。細

野は続けて次のように述べる。「私たち民主党は、明らかになってきたむき出しの国家主義と対峙する。民主党という党名そのものが、目指す方向を示している。「民が主役の政党」こそ、「民主党」なのだ」（細野 2013, 19）。ただ、2013年7月の参議院選挙では、そのような明確な対立が争点になったかと言えば、そうではなかったと言うべきであろう。ここに選挙政治のむずかしさがある。

以下においては、『朝日新聞』2013年7月22日夕刊によりながら、もう少し具体的な選挙結果の観察を補足しておきたい。下段に党派別の当選者数（表1）と党派別の得票・得票率（表2）を掲げておくことにする。出典はいずれも同紙面である。第1に、自民党が今回選挙区で得たのは、約2268万票、比例区では約1846万票である。前回の2010年参議院選挙と比べると、選挙区での獲得議席は39から47へと21%増えたが、得票数の伸び率は16%にとどまる。得票数の伸び率より獲得議席が伸びたのは、制度上の問題に加えて、投票率が前回より5ポイント低い52.61%だったことなどが影響したとみられる。第2に、前回の2010年参議院選挙は、自民党が野党だったこともあり、比例区での業界団体の票は過去最低レベルに低迷していた。今回は、比例区での個人名の平均得票数が23万4千票と一転増加した。自民党の政権復帰とともに、多くの組織が息を吹き返した。例えば、全国建設業協会、全国郵便局長会がそうである。第3に、自民党が参院選で大勝した要因として、民主党が大きく崩れたことが大きい。具体的には、当初は、2人擁立し、共倒れを避けるために1人に絞った東京選挙区では、共産党や無所属の候補に敗れ、結党以来、初めて議席を失った。宮城選挙区では、みんなの党の候補に競り負け、結党以来の議席を落とした。岡田克也前副総理の地元三重や、前原誠司元外相の地元京都でも議席を得ることはできなかった。ここから言えることは、民主党は決して選挙巧者ではなかったことである。たしかに、2009年に民主党は政権交代を実現したが、幸運な側面もあった。党組織を建て直し、選挙に工夫を凝らし、政策を洗練させて行くことこそ、民主党に求められていると言えよう。

2013年参議院選挙と現代日本の政治状況に関する一考察

(表1) 党派別の当選者数

	当選者	改選議席	選挙区	比例区	新勢力	公示前勢力
自民	65	34	47	18	115	84
民主	17	44	10	7	59	86
公明	11	10	4	7	20	19
みんな	8	3	4	4	18	13
共産	8	3	3	5	11	6
維新	8	2	2	6	9	3
社民	1	2	0	1	3	4
生活	0	6	0	0	2	8
改革	—	1	—	—	1	2
みどり	0	4	0	0	0	4
大地	0	1	0	0	0	1
諸派	1	0	1	0	1	0
無所属	2	6	2	—	3	7
計	121	121 欠5含む	73	48	242	237 欠5

非改選を含め定数242。諸派は沖縄社会大衆党

(表2) 党派別の得票・得票率

	選挙区	得票率	10年	比例区	得票率	10年
自民	22,681,192	42.74	33.38	18,460,404	34.68	24.07
民主	8,646,371	16.29	38.97	7,134,215	13.40	31.56
公明	2,724,447	5.13	3.88	7,568,080	14.22	13.07
みんな	4,159,961	7.48	10.24	4,755,160	8.93	13.59
共産	5,645,937	10.64	7.29	5,154,055	9.68	6.10
維新	3,846,649	7.25	—	6,355,299	11.94	—
社民	271,547	0.51	1.03	1,255,235	2.36	3.84
生活	618,355	1.17	—	943,836	1.77	—
みどり	620,272	1.17	—	430,673	0.81	—
大地	409,007	0.77	—	523,146	0.98	—
諸派	1,350,135	2.54	0.55	649,505	1.22	1.55
無所属	2,098,603	3.95	2.25			
計	53,072,476			53,229,612		

4

ここでは、とくに大阪の日本維新の会の動向に焦点をあてて、その動向を追跡してみたい。思うに、日本維新の会は第3極の政党として大成できるかどうか、現時点では瀬戸際にあると思うからである。以下は、主として、『朝日デジタル』2013年8月14日版からの引用によるものであることをあらかじめお断りしておきたい。

橋下徹・日本維新の会共同代表（大阪市長）が掲げる「大阪都構想」の成否に直結する堺市長選が、告示まで1カ月となった。日本維新の会は、大阪維新の会副幹事長の西林克敏・堺市議（43）の擁立を決め、現職の竹山修身市長（63）と一騎打ちとなる見通しだ。橋下の今後の国政での影響力にも関係する選挙となる。

「もう一度、原点に立ち返って堺市長選をやっていきたい」。2013年7月30日夜、橋下徹は大阪の地方議員ら約100人を前に9月15日告示、同29日投開票の堺市長選に全力を注ぐ考えを強調した。

都構想は二重行政解消を目的とし、大阪府と大阪・堺両市を再編する。両市は特別区に分割され、最終的になくなる。一連の手続きには堺市も参加する必要がある。だが、竹山は「分権の流れに反する」と反対し、府や大阪市が制度設計を進める「法定協議会」への参加を拒んでいる。

橋下は当時府知事だった4年前の堺市長選で、自民党府議だった松井一郎・維新幹事長（府知事）と竹山を支援して勝利。橋下はこの後、大阪維新の会を結成、2011年の統一地方選と大阪府知事・市長ダブル選³⁾勝利と大阪で足場を固め、都構想を進めてきた。

竹山は当初、「橋下氏と一緒に大きな改革をしていきたい」と語っていたが、都構想が堺市廃止につながることを受け入れられず、徐々に橋下と対立していった。都構想反対の立場から立候補を表明し、「維新を放逐する」と対決姿勢を鮮明にした。自民、民主、共産各党の支援を受ける方向だ。橋下は「竹山氏に完全に裏切られた」と、今月下旬から街頭演説などで西林氏をてこ入れする構えだ。

堺市長選に勝利し、都構想を着実に進められるかどうかは、今後の橋下の国政での影響力に関係する。橋下の率いる維新は昨年の衆院選で野党第2党に躍進した。だが、

2013年5月に旧日本軍慰安婦をめぐる自らの発言などで逆風を招き、7月の参議院選挙は8議席と苦戦して存在感にかけりも見られた。

衆参両院で与党が過半数を占め、衆院議員の任期満了と次の参院選は3年後となっている。大阪の維新内では、この間に、維新の統治機構改革の象徴である都構想が実現すれば、「次期衆院選で再び橋下待望論が出る」（幹部）との見方も根強い。

野党再編を模索する民主党の閣僚経験者も「維新は堺で勝てば、地域主権を旗印に（再編に）打って出てくる可能性がある」と注目する。

維新の国会議員団は都構想推進チームを近く立ち上げて後押しする考えである。東京都知事出身の石原慎太郎共同代表は、8月1日、所属議員に対し「日本の行政史の中で非常に画期的なイベントになる。維新が推進力になって成就しようじゃないか」と呼びかけた（『朝日デジタル』2013年8月14日版）。

橋下が、2013年5月に、旧日本軍慰安婦をめぐる自らの発言などで逆風を招いたことがポイントである。ここでは、2013年5月16日付の『日本経済新聞』に掲載された「橋下氏への内外の厳しい視線」と題する社説が参考になる。主要部分を以下紹介しておきたい。

判断力は政治家の重要な資質の一つである。何をいつどこで語るかが日々問われる存在だ。日本維新の会の共同代表である橋下徹大阪市長はその自覚に欠けていないか。自身の言葉が国内どころか海外でも波紋を広げているのはなぜかをよく考えてもらいたい。

発端は旧日本軍の従軍慰安婦について「必要なのは誰だってわかる」という発言だ。維新の石原慎太郎共同代表も「軍と売春はつきもの」と呼応した。

性倫理は時代や国で異なるが、「精神的に高ぶっている集団を休息させる」ために女性を慰みものにしてよいはずがない。1981年発効の女子差別撤廃条約は女性の人身売買と売春の防止に1章を割く。日本も加盟国だ。

橋下氏の言うように他国にも同じような過去があったとしても、それで日本の慰安婦問題が許容されるわけではない。

元慰安婦への謝罪と賠償を求める韓国は猛反発している。日韓が相次ぎ政権交代したのにいまだ開けない首脳会談をさらに遠のかせた。東アジアの安定に逆効果でしかない。

周辺国以外の目も厳しい。橋下氏は沖縄の米軍司令官に米兵犯罪を減らす一策として「風俗業の活用」を進言したそうだ。

米国防総省報道官は米軍が買春を推奨しないのは「言うまでもない」と不快感を示した。人権に敏感な米欧メディアは「有力首相候補が性奴隷は必要と発言」（米 AP 通信）と批判的に報じた。

騒ぎがさらに大きくなれば安倍晋三首相の「侵略の定義は定まっていない」などの発言も一体として扱われかねない。米国内の知日派は「日本異質論を誘発する」と懸念する。このままでは日本の国益を損なうおそれがある。

上手の手から水が漏れるということわざがある。地盤や資金力のなさを言葉の力で補って野党第2党の党首になった橋下氏に「自分ならば誰でも説得できる」との過信はなかったか。謙虚さも政治家の大事な資質である。

「判断力は政治家の重要な資質の一つである」とする日経社説に賛成したい。「地盤や資金力のなさを言葉の力で補って野党第2党の党首」である橋下が判断を誤ったのはまさにこの点にある。これはポピュリズムとも関係する。ポピュリストは往々にして危険な発言をする。これが大衆に受けて、大躍進に成功したポピュリスト政党もある。どのタイミングで、どのようなことを言えば、ポピュリスト政党は発展するのだろうか？ 橋下は判断力に欠けた政治家という定評を甘受しなければならないだろう。「地盤や資金力のなさを言葉の力で補って」橋下が旋風を引き起こしたことは事実である。しかしながら、「言葉の力」は逆のベクトルで作用することも事実である。これまでは、少しの失言、逸脱行為も許されてきたことは橋下の突破力であったが、次第に「言葉の力」が効かなくなってきたのが、橋下現象の翳りとも言えるのではないだろうか。

なお、参議院選挙を前にして、日本維新の会とみんなの党が協力関係を解消したことも重要な事件である。この事件は5月に遡る。「維新、深まる孤立参院選戦略で野党に動揺」と題された2013年5月21日の『日経ニューズメール』を要約して紹介する。

日本維新の会とみんなの党は21日、夏の参院選での協力関係を正式に解消した。両

党は複数区での競合も辞さず独自候補の擁立を目指すなど対決路線に転換した。「第2極」を競う民主党も維新と戦う姿勢を強める。維新は橋下徹共同代表（大阪市長）の従軍慰安婦に関する発言問題で孤立感を深め、野党の選挙戦略や国会共闘を揺るがしている。

みんなの党の渡辺喜美代表は21日、協力解消を決めた党役員会後の記者会見で「覚悟を持って決別せざるを得なかった。価値観で相当大きな溝が生じた」と語った。

候補者一本化で合意していた25の選挙区のうち、千葉など複数で候補擁立の検討を指示。共通公約を発表し、16候補の相互推薦を内定した東京都議選でも協力関係を解消した。

みんなの党と日本維新の会は似かよった政党でもあるが異質な政党でもある。異質な側面を挙げてみると、第1に、リーダー間の確執がある。渡辺喜美と橋下徹は、「ともに天を抱かず」のような個性の違いが二人の協調を妨げている。第2に、党構造の性格が違う。ポピュリスト政党にありがちな、党構造というほどのものではないかもしれないが、みんなの党は議員政党であり、日本維新の会は、後に議員も加わったが、最初は橋下グループといった同志集団的な色彩が強かった。第3に、基本的にはどちらも都市型政党であるが、基盤とする地域が違う。みんなの党は関東に強く、日本維新の会は、発祥の地が大阪であった。後に、太陽の党と合流するが、日本維新の会が全国的なバランスのとれた政党となり、都市型政党から脱したとは思われない。

渡辺喜美と橋下徹は、「ともに天を抱かず」のような個性の違いが二人の協調を妨げている点について、さらに考察すれば、両人ともまさに現代日本的な政治家であろう。したがって、個性ある二人の政治家像を究明することは、現代日本政治の理解において必須だと思われる。この意味で、「橋下は、その過激な、あるいは人権無視の発言に表れているように、デマゴグの政治家である」（山口 2013b, 185）という指摘は重要である。山口によれば、テレビやネットでは、型破りの改革リーダーのように見えるから、支持する人も多い。しかし、地域社会で何らかの中間団体に加わり、実体的な地域課題に向き合ったり、日頃から政策を考えたりしている人々は、橋下流の手法には魅力を感じ

ないのである。リーダーの暴走を止めるために、あるいは魅力的なリーダーの後についていく民意の暴走を止めるために、中間的な団体が必要である。民主主義を支える市民の活発化は、個人として頑張るというレベルの話ではなく、市民の居場所となる団体を再生するということである（山口 2013b, 186）。山口の言説を私見なりに要約すれば、民主主義とは結社であり、組織であるということである。組織からの自立という考えもある。もちろんそれも大事であるが、民主主義は個人主義では何も始まらないところから始めるべきではないだろうか。

ここで、話を2013年9月15日告示の堺市長選挙の選挙戦の時点にまで戻す。大阪維新の会が掲げる大阪都構想に反対する竹山修身堺市長が、2013年9月7日、大阪・難波に繰り出して街頭演説会を開いた。大阪府内の堺市以南の泉州13市町のうち6市町長が応援に駆けつけ、「泉州は一つ」と訴えた。演説会は「反都構想」を盛り上げる狙いで開催された。泉州のほかにも府内の八尾市と交野市の市長や指定都市市長会の矢田立郎会長（神戸市長）が参加し、計10人の首長が顔をそろえた。政令指定市の堺市を廃止して特別区に再編する都構想について、竹山堺市長は「堺市民は一丸となって撥ね返す」と訴えた。泉南市の向井通彦市長も「『泉州はひとつ』の合言葉で竹山さんを応援する」と加勢した（『朝日新聞』2013年9月8日）。

2013年9月29日投開票の堺市長選を前にして、日本経済新聞社とテレビ大阪は世論調査を実施した。それによれば、日本維新の会傘下の地域政党「大阪維新の会」が提唱する「大阪都構想」を投票の際に重視する政策として挙げた人が3割を超えていた。都構想への賛否によって、どちらの候補を支持するのか意向が分かれており、投票先の決定に大きく影響していると考えられる。投票時に重視する政策は何かという設問に対して、「教育・医療・介護」が58%と一番多く、大阪府と大阪市、堺市を統合再編する「大阪都構想」が31%で続き、「産業振興・雇用対策」の29%が上位を占めた。大阪都構想には「賛成」が30%、「反対」が48%だった。支持政党別に大阪都構想への賛否を見ると、日本維新の会の支持層は賛成74%、反対11%であり、自民党支持層で

は、賛成28%、反対56%、公明党支持層では賛成31%、反対41%、共産党支持層では賛成6%、反対76%だった。注目の支持政党なしの無党派層でも、反対が49%を占め、賛成の21%を大きく上回っていた。大阪都構想に「反対」とした人のうち、堺市を含まない大阪府と大阪市の統合再編には24%が賛成した。他方、統合再編に反対した人は54%で、堺市を除く府市再編にも否定的な声が強かった。竹山市政の実績を「評価する」と答えた人は45%、「評価しない」は32%だった（『日本経済新聞』2013年9月23日）。

さて、2013年9月29日に投開票された堺市長選挙を制したのは、「堺はひとつ」と訴えた現職の竹山修身だった。自民、民主、共産、社民の各政党のほか、市民団体の支援を得て、大阪維新の会の新顔を破った。投票率は50.69%で4年ぶりに50%を超えた。開票結果は、竹山修身198,431票、西林克敏140,569票だった（『朝日新聞』2013年9月30日）。大阪維新の会代表の橋下徹大阪市長は、9月30日、大阪都構想について「進めていきます。住民投票まではいきます」とあらためて意欲を示した。都構想を争点にした堺市長選で維新公認候補が敗れたが、2014年秋に大阪市で住民投票を実施する目標は変えない意向であることを表明した（『朝日新聞』2013年9月30日夕刊）。

2013年9月30日の『朝日新聞』は、堺市長選挙で日本維新の会が敗北したことについて、出口調査分析を行ない、次のように報道した。

堺市長選は典型的な「争点型選挙」だった。大阪都構想に反対する人の票を集めた現職の竹山修身氏が当選した。そんな中で見逃せないのは、敗れた西林克敏氏が日本維新の会の支持層からしか得票できず、他党支持層や無党派層から軒並みそっぽを向かれたことだ。無党派層の大半を味方につけてきた「維新の勝ちパターン」が崩壊した。

朝日新聞社は29日、堺市内45投票所で出口調査を実施し、2389人から有効回答を得た。調査結果を見ると、都構想に賛成は38%、反対は55%。賛成する人の91%が西林氏に、反対する人の94%が竹山氏に投票した。争点に対する賛否でこれほどくっきり分かれたケースは珍しい。

支持政党別の投票先は、維新支持層の92%が西林氏に投票した一方で、自主投票だった公明党でも支持層の76%が竹山氏に投票するなど、各党支持層の票は竹山氏が

しっかり固めた。各種選挙で「風に乗った」候補を後押ししてきた無党派層は69%が竹山氏に投票した。

投票者のうち維新支持層の割合は24%。7月の参院選の堺市内の出口調査結果(23%)とほぼ同じで、維新支持層自体はやせ細っているわけではないが、今回、維新は「内輪を固めた」だけになっていた。

4年前の堺市長選挙では、当時大阪府知事だった橋下徹氏を支持する人が76%、支持しない人が20%で、橋下氏の人気は絶大だった。橋下氏支持者の56%の票を集めて現職を破ったのが、橋下氏の全面支援を受けた竹山氏だった。今回、橋下氏の政治手法を評価する人は48%、評価しない人は45%で伯仲。橋下氏とたもとを分かった竹山氏は、橋下氏の政治手法を「評価しない」人の94%の票を集めた。大きな様変わりである(『朝日新聞』2013年9月30日)。

『朝日新聞』の上記記事について、いくつかのコメントをするとすれば、第1に、「堺市長選は典型的な『争点型選挙』だった」ということに異論を唱えるというのではないが、把握の仕方として「橋下選挙」と捉えたほうがよいのではないだろうか。その意味で「『維新の勝ちパターン』が崩壊した」という分析は貴重である。日本維新の会のなかの大阪維新の会の中心は、橋下というカリスマによるところが大きかった。第2のポイントは、国政では自民党と公明党が与党であるが、今回の選挙では、自民党が竹山「支持」、公明党が「自主投票」と表面的には異なったスタンスで今回の市長選挙に臨んでいたように見えながら、それぞれの党の選挙民は、はっきりと反橋下という投票行動をとったことである。極めて橋下陣営に厳しかったのは、「各種選挙で『風に乗った』候補を後押ししてきた無党派層は69%が竹山氏に投票した」ことである。極論すれば、日本維新の会は、この堺市長選挙でポピュリスト政党の輝きを失ってしまったかのようでもあった。

さて、ここでは、大阪維新の会に焦点をあて、政党の地方組織の観点から観察してみたい。行論の都合で、大阪維新の会が出生したもとの組織、自民党の地方組織から検討する。砂原庸介は自民党の地方組織について次のように述べている。1955年以降、長期にわたって政権を掌握してきた自民党の地方組織は、

戦後を通じて全国的な組織の同型化を進めてきた。その構成は、会長・幹事長・総務会長・政調会長の「四役」と呼ばれる執行部が中心であり、会長には国会議員が就任し、その他の役職には都道府県議会議員が就任している（砂原 2013, 57）。そして、ここからが大阪維新の会と関係するのだが、砂原は次のように続ける。「政令指定都市を抱える府県では、政令指定都市の市議会議員が執行部を占めることもある。例えば、大阪府では、大阪府議と大阪市議が交替で幹事長と総務会長を務めるとされている」（砂原 2013a, 57）。

大阪維新の会は、もともと、当時の橋下徹大阪府知事を支持する一部の自民党大阪府議団が、自民党を離れ、橋下を代表とする組織として発足したものである。その後、府議選、市議選、知事選・市長選（ダブル選挙）を経て、大阪維新の会は成長してゆくが、これを自民党大阪府議団、大阪市議団から見ると「アンチ・橋下」の志向は充分に考えられる。自民党堺市議団も同様な行動をとったとしてもおかしくないのである。現在の大阪府議会、大阪市議会、いずれも日本維新の会が第1党である。同時に大阪府知事、大阪市長も日本維新の会が保持している。自民党の大阪支部組織と日本維新の会の対立は今後も敵対を増すことが予想されるのである。

ここで、砂原にしたがって、自民党の場合に限るが、地方組織が県連単位で中央の執行部に従わないということがあるか、考えてみたい。自民党長期政権のもとで地方組織が県連単位で中央の執行部に従わないということはほとんど考えられなかった。しかし、近年では、地方組織として中央の決定に反対する局面も目立つようになっている。もっとも反発が強かったのは、小泉純一郎政権期の郵政民営化に対する造反であり、国会議員の造反に従っていくつかの都道府県連は中央に対して反旗を翻し、2005年の総選挙では執行部に公認されない候補を応援した都道府県もあった（砂原 2013a, 59）。今回の堺市長選挙でも自民党中央は、日本維新の会に対立する現職の立候補者を「支持」ととどめた。微妙である。

砂原は貴重な指摘をしている。すなわち、多くの都道府県連では、都道府県議会に存在する議員団とは異なる組織であること強調されている、と言う。そ

の背景には、都道府県によっては、議会内に自民党系の会派が複数存在した経験を持つことがある。都道府県議会における議員団と都道府県連を分けることは、議会内では場合によっては対立関係にあるような会派でも、都道府県連という地方組織にはその対立を持ち込まないという工夫であると言える、と言う。そして、ここからが重要なのであるが、砂原によれば、最近でも大阪府の橋下徹知事（当時）が率いた大阪維新の会は、もともと自民党に属していた府議を中心に構成されており、大阪維新の会の結成に伴って自民党系の議員団（会派）を離団したものの、自民党自体を離党したのは結成から半年が過ぎて亀裂が修復不可能になってからである。ただし、青森県、秋田県、岩手県などでは、県連の決定がそのまま会派の決定であるという場合もあり、両者が未分化の状態である地域も存在する（砂原 2013a, 61-2）。したがって、政党組織論から言えば、地方組織としての県連あるいは府連は、党中央の言いなりになることもなければ組織内対立もないとすれば、県連または府連の組織自体の凝集性は弱いと言ってもよいのではないかと思われる。

そこで、2011年の統一地方選挙を回顧すれば、砂原庸介にしたがって次のように言うことが出来るだろう。すなわち、2011年の統一地方選挙は、地域政党と呼ばれる国政に議席を持たない政党の存在を焦点化した選挙であった。大阪維新の会はその象徴となる存在であった。2010年4月に発足したこの地域政党は、大阪府議を中心にその勢力を拡大し、2011年4月の統一地方選挙に向けてその主要な政策である「大阪都構想」を組織的に訴え、大阪府議会では過半数を超える議席を占めるという成果を残した。さらに、2011年11月の大阪府知事・大阪市長のダブル選挙でも勝利して、2012年当時には国政を睨む台風の目として注目を浴びた（砂原 2013b, 230）。

したがって、橋下は、選挙民の現状維持に対する批判を背景として、支持を拡大するのに成功してきたのであるが、このような手法は、橋下に限らず、1990年代以降の「改革派」首長が一般的に用いてきた手法⁴⁾でもある、と砂川は言う。ここから言えることは、橋下は一見風雲児のように見えるが、「改革派」首長が一般的に用いてきた手法という文脈でとらえれば、橋下は多数の「改革

派」首長のヴァリエーションのなかの一人であるという視点も成り立つ。

さて、橋下が42歳で大阪維新の会を率い、大阪市長と大阪府知事のダブル選挙を制して、2013年11月27日で、2年になると『朝日新聞』11月25日の紙面は回顧する。その記事を紹介しながら、2年間を振り返って見よう。2012年11月17日、橋下は、石原慎太郎が率いる太陽の党との合併を記者会見で発表した。その年の末の衆議院選挙に向け、「大人の政治家」へのイメージチェンジをはかった。そして、日本維新の会を立ち上げて1年余、衆議院で53議席、参議院で9議席、大阪府議会では過半数の55議席を大阪維新の会が占めており、大阪市議会でも32議席の第1党となっている。だが、橋下を見る大阪市民の目は変わってきている。2013年10月24日夜、大阪・ミナミの繁華街の外れにある党本部で、党幹部と広告会社の担当者が集まった会議で、橋下に対する「市民の評価」を分析した内部資料が配られた。2013年7月の参議院選挙で伸び悩み、9月の堺市長選挙で敗北した維新の現状認識は、市民が「権力への挑戦者（大阪人好み）から、権力者（大阪人嫌い）へ」と橋下が変わってきていると評価しているというものだった。これまで、橋下は権力に対する反発心で突き進み、世論を引き付けて来た。2012年4月、関西電力大飯原発の再稼働に猛反対した時は、電力会社への闘争心をあらわにし、倒閣宣言まで踏み込んだ。2012年9月に日本維新の会を立ち上げた頃は、「2030年原発ゼロ」と訴えていた。しかし、太陽の党との合併を機に、原発推進派の石原慎太郎に譲歩して「2030年代ゼロは明白に表記していない」と旗を降ろしてしまった。「自公を過半数割れに追い込む」と臨んだ2012年12月の衆議院選挙では自民党が圧勝し、参議院選挙でも自民党が一強体制を固めると、橋下は国政と距離を置くようになる。

「非常に危険」と反対する特定秘密保護法案でも、日本維新の会の国会議員団が与党との修正協議に合意すると「今さら言っても仕方ない」と投げやりだった。残された道は大阪の改革に立ち戻るしかない。ところが、大阪市を廃止して特別区に再編する大阪都構想について言えば、大阪府民を対象にした朝日新聞と朝日放送の世論調査では、2011年には42%だった賛成は、2013年11月には32%までに下がった。橋下が目指す2014年10月の住民投票まで、あまり時間は

ないのである（朝日新聞』2013年11月27日）。

ここで、橋下あるいは維新をポピュリズムだと批判する多くの見解は、実証的な根拠を欠く印象論というだけではなく、そもそも誤った推論を行っていた可能性が高いとする見解（善教・坂本 2013, 86；善教・石橋・坂本, 2012）についてコメントしておきたい。これについては、実証あるいは推論について基本的な相互理解が必要であり、政治学の方法を説得的に敷衍していかなければならないという問題がある。ポピュリズムについては、まだまだ概念的に論争的なテーマとなっており、比較政治学の観点から言っても共通枠組みがなかなか成立しない。とはいえ、イギリスの政治学者ポール・タガールの所説によりながら、次のように要約する中井歩の理解は同意できるものではなかろうか。すなわち、中井によれば、現代においては民主政治とは実際にはほぼ代議制である。それらを構成するものが、選挙された議会や政党などであり、その背景には、市民の権利、国家権力の抑制、法の支配などのリベラリズム的なアイデアがある。こうした代議政治への反応として、すなわち統治者に対する被治者の側からの根本的な反応として具現化したものが、ポピュリズムである。それは定まった形をとるものではなく、異なる文脈において異なる形で表われる（中井 2013, 100）。異なる文脈において異なる形で表われるから、実証的に、推論的に充分説得的であるかどうかは困難であるということが重要である。そこから出発して、例えば、日本維新の会をポピュリズムであるかどうかを、いくつかの指標を設定しながら、具体的に詳細に議論してゆくべきであろう。フランスの歴史家ピエール・ロザンヴァロンは、ポピュリズムとは反政治の極端な形態だという。この定義は21世紀のポピュリズムの活力を理解することを可能にする。ポピュリズムは反民主主義のかたちの増大によって特徴づけられる時代に特有な政治病理である。それは稚拙な方向に加速される。ポピュリズムの中に現代の政治的混乱の逆説的表現とそれを克服できない不可能性の悲劇的表現が混合されて、われわれの前に現存している、と言う（Rosanvallon 2006, 276-7；do 2008, 272-3）。

2013年4月28日、政府主催の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」が東京永田町の憲政記念会館で開催された。40分間にわたる式典が終了し、天皇ご夫妻が退場した際に、安倍首相ら三権の長らがそろって「天皇陛下、万歳！」と万歳三唱したという（斎藤 2013, 2）。

自民党は、2012年4月、「日本国憲法改憲草案」を決定し、同年10月に発行した。自民党が政権復帰する以前に、決定、発行したことが重要である。

米議会調査局は安倍首相を「強硬な国家主義者 strong nationalist」と表現している（岩本 2013, 3）そうであるが、「日本国憲法改憲草案」が決定された当時、安倍が総裁になるという路線は確定されていたのであろうか。そうではないような気がするが、自民党が野党としてのアイデンティティを出そうとするのなら明確にしようという雰囲気はあったのかもしれない。「日本国憲法改憲草案」は安倍によく似合う草案である。ただ、草案にある「押し付け憲法論」に対しては、「自主憲法論者たちは、自らに不都合な事実を全く無視し」（岩本 2013, 14）という点も指摘しておきたい。岩本勲の言うように「現行の国民投票は、レフェレンダムというより、プレシット的色彩の濃いものとなる恐れ」^{5a)}（岩本 2013, 68）があることもひとつのポイントである。

樋口陽一も非常な危機感を持って著書を刊行し、「日本国憲法改憲草案」に根本的な批判を加えている。「解釈改憲によっておし進められている運用をもっぱら「憲法の空洞化」としてとらえることは、実態を見誤ることにつながる」（樋口 2013, 72）。「理念と現実の間の緊張に疲れて理念を棄てるのか、それとも、理念と現実の開きを目の前にしてなお理念を語ることの『カッコ悪さ』に耐えながら現実を理念に近づけようとするのか、が問われているからである」（樋口 2013, 84）。「フランスは『共和制統治形態』の改正を禁止しており、何より、1789年人権宣言17カ条が一言一句そのまま違憲審査の基準とされている。ドイツでは『人間の尊厳』をはじめとする条文のいくつかを改正不能とする規定がある上に、ナチス体験を教訓として、『憲法の敵には憲法上の

権利保障を与えない』という思想を制度化するほどに、憲法秩序の防衛が強調されている」(樋口 2013, 116)。以上は、断片的に教えられるところを列挙したのだが、憲法の基本に遡り、思考する時期になっているのかもしれない。

2013年6月30日付『朝日新聞』の「ニュースの本棚」で、斎藤純一が、樋口の著書を取りあげて、「かりにその時々単純多数で憲法改正を発議できるようになれば、権力制限という憲法の核心が損なわれるとの強い危機感を表明している」と述べている。斎藤は、また、憲法前文には、「人類普遍の原理」にコミットし、国際社会において「名誉ある地位」を占めようとする国民の決意が記されている。自民党の改正草案はこれらの文言を削除しようとしている、と紹介しているが、同感である。

2013年7月16日付朝日新聞夕刊に「自立した個人 尊重せぬ改憲草案」と題された樋口へのインタビュー記事が掲載されている。「思い起こすのは半世紀余り前のこと。我妻、宮沢、清宮ら知識人が憲法問題研究会を立ち上げました」の箇所が印象的である。付言すれば、憲法問題研究会の社会的発言は一切を雑誌『世界』に反映していたのである(吉野 1976, 269; 土倉 2013, 11)。

樋口陽一は、『世界』2013年12月号で、さらに持論を展開している。樋口によれば、2012年4月、当時野党だった自由民主党が憲法の全面にわたる変更の構想案を示していた。その年、12月の総選挙で安倍政権が成立して、まず96条、憲法改正手続きを定めた条項を改めようという主張を押し出してきた。その際に議論のキーワードになるのが立憲主義 constitutionalism であると樋口は言う。フランスの憲法・政治学者であるモーリス・デュヴェルジェも「憲法 constitution という言葉は、それが国家に適用される場合、一国の政治制度の総体を意味する」(デュヴェルジェ 1995, 7; Duverger 1953, 5)と教えている。この立憲主義という枠組みを壊してゆこうとする時に持ちだされるのが「国民の憲法制定権力」というシンボルである。だが、憲法を変えるにしても、それは万能の権力によってではなく、憲法自体の規定する約束事によってしかできないことになっている(樋口 2013b, 63-4)。立憲主義を根こそぎ否定することは、憲法の条文を変えるという場面だけに限らないと樋口は続ける。すなわち、日

常政治の局面で、「決める政治」、衆議院と参議院の「“ねじれ”は諸悪の源」、
「官僚制に対する政治の優越」などが強調され、日本銀行、宮内庁そして内閣
法制局など、多かれ少なかれ政治に対して自立性を維持すべき機関を突き崩し
て動きが、つまるところは「国民」というシンボルを動員することによって進
められている（樋口 2013b, 63-4）とする。大事な問題点である。

山口二郎も憲法改正について次のように発言している。「憲法改正との関連
について触れれば、憲法96条を改正して改正発議の要件を国会議員の単純過半
数に引き下げることには、むしろ民主主義を形骸化させる恐れがあると言わな
ければならない。……（中略）……憲法は政治体制の基本原理を規定する規範
である以上、超党派的な合意が存在する場合に改正を発議し、国民に議論と熟
慮を求め、納得と確信がこもった意思決定を促すべきである」（山口 2013b,
142）。私見によれば、民主主義の形骸化はいたるところで起きている。「憲法
改正」もその流れの中に置かれそうである。民主主義を実質的なものとするた
めにさまざまな方途を考えなければならない。

『日本経済新聞』2013年11月17日の「永田町インサイド：安倍色彩の保守人
脈」という記事のリードにおいて、飯塚遼は次のように書いた。

安倍晋三首相を支える保守人脈。2007年の第1次内閣の崩壊後も安倍氏の再起を信
じて支え続けた彼らが今、前政権で成し遂げられなかった安全保障などの政策決定に
影響を及ぼしつつある。中国と韓国への配慮から靖国神社参拝を見送っていることに
対する保守派の不満も強い。「期待と不満」をどうコントロールしていくのか。

私見によれば、安倍＝保守派人脈はおそらく「安全保障などの政策決定」、
「靖国神社参拝」の向こうに「96条改憲」、「憲法改正」を視野に入れていると
思われる。とはいえ、重要なのは、選挙民の動向である。彼らの不満は、安倍
＝保守派人脈に向けられるのではなく、「そもそも諸悪の根源は日本国憲法で
ある」に向きかねない風潮があるような観察も可能な情勢である。これについ
て山口二郎は次のような明察をしている。山口によれば、複雑な問題や現象を
言葉で説明するということは、常に単純化を伴う。また、人間は複雑な思考に

耐えられず、単純化を求めるという傾向がある。しかし、わかりやすさを求めることには落とし穴がある。わかりやすさと単純化は異なるのである。たとえば、『日本国憲法が現代日本の抱える諸問題の根源だ』とか、『ユダヤ人がドイツの困難の原因だ』という命題は、きわめて単純である。しかし、現代日本の問題と憲法との間に、ドイツの困難とユダヤ人との間に、どのような因果関係が存在しているのか、まったくわからない（山口 2013b, 110）。

ここで、安倍政権論を行き詰まる「二大政党制」の観点から考察してみたい。中北浩爾は近刊の『世界』2014年2月号で、次のように慨嘆している。

一部分表現を変えたところもあるが引用してみたい。「こんな政治でいいのか。2013年末の特定秘密保護法が成立する過程をみて、そうした思いを強めざるを得なかった。国民の法案への反対は大きかった。法案の衆議院通過を受けて2013年11月30日と12月1日に実施された『朝日新聞』の世論調査によると、賛成は25%にとどまり、反対が50%を占めた。さらに、『今の国会で成立させるべきだ』という回答者は14%にすぎず、「継続審議にすべきだ」が51%、「廃棄にすべきだ」が22%に上った。批判の多くは、防衛などの国家機密を法律一般というよりも、法案がはらむ濫用の危険性に向けられていたから、継続審議にした上で幅広い合意形成する方法もあったはずである。にもかかわらず、法案は、2013年12月6日に参議院本会議で採決され、成立してしまった」^{5b)}（中北 2014, 96）。

「こんな政治でいいのか」というような政治過程が何故可能になったのか。中北によれば、それを可能にしたのは、第1に、自民党内におけるリベラル派の退潮である^{5c)}。第2は、与党の一角としてブレーキ役を期待されていた公明党の限界である。第3に、野党の足並みの乱れである（中北 2014, 96-7）。このような政党システムの混迷は、「二大政党制」の行き詰まりにあるのであり、行き詰まりの遠因として選挙制度のあり方が問われることになる。すなわち、小選挙区制を基調とする選挙制度を見直さなければならない（中北 2014, 102）ということになる。小選挙区比例代表並立制の導入をはじめとする政治改革が行なわれた1994年から、今年でちょうど20年である。その間に6回もの総選挙

が実施されている。そろそろ政党政治の次なる段階を展望すべき時期に差し掛かっていることだけは間違いない、と中北は言う（中北 2014, 104）。民主主義を取り戻すことができるかどうかは、小選挙区制を廃止し、たとえば併用制のような比例代表制を導入することなくしてありえないのである、と中野晃一も言う（中野 2014, 127）。

そうかもしれない。とはいえ、別の視点もあるのではないか。『朝日新聞』2014年1月1日「社説」は、行政府は膨大な情報を独占し、統治の主導権を握ろうとする、というところから議論を立てる。その結果、多くの国民が「選挙でそんなことを頼んだ覚えはない」という政策が進む。もとより行政府を監視するのは立法府の仕事だが、政治家は閣僚になったり自分の政党が与党になったりすると、行政府の論理に大きく傾く。ミイラ捕りはしばしばミイラになる。したがって、議会と選挙以外で市民が政治に働きかける手段は海外でも見なおされつつある。ロザンヴァロンは「カウンター・デモクラシー」（Rosanvallon, 2006）という言葉で、議会制民主主義のいわば外側にある仕組みへの注目を促している。デモ、新旧のメディア、市民による各種の評議会などを指している。しかし議会は否定しない。それを補完する（『朝日新聞』2014年1月1日）。私見では、結局、代議制民主主義の基本問題に行き着く。あるいは代表制とは何かが根本的に問われてくることになる。そうすると、「二大政党制」だから政治が行き詰まるのではなく、「多党制」になっても代議制民主主義は基本的に解決したことにはならないことになる。政治に最高、最良の選択は不可能かもしれない。状況の選択になることはやむをえないと考えて、議会と選挙以外のところでも政治は活性化する観点に立って、さまざまな試みを進めてゆくのがベストであるという判断になって行くと思われる。

6

橋下徹の「大阪都構想」の独創のひとつには地方自治の主張がある。いわば、地方自治を超えて地方政治を主張するものであった。このタイミングで森脇俊雅は『日本の地方政治』を刊行した。橋下問題に言及がないのは残念であるが、

それはそれとして、森脇に教えられながら、戦後日本の地方政治を概観してみたい。

1945年8月、日本は連合国に無条件降伏をし、同年9月、ダグラス・マッカーサー率いる連合国軍総司令部（GHQ）による占領統治が開始された。地方自治は日本の民主主義発展に不可欠と重視され、日本国憲法にも明記された（森脇 2013, 51）。戦後地方政治関係諸改革のなかでもっともインパクトの大きかったのが首長公選制、とりわけ都道府県知事の直接選挙制度であった（森脇 2013, 52）。議会により不信任議決が可決された場合の首長辞任または議会解散は、二元代表制に議院内閣制的要素を盛り込んだ日本独特の制度である（森脇 2013, 55）。

戦後、日本の地方自治は拡大したものの、依然として国が主要税財源を握り、地方自治体は慢性的に財源難に悩まされていた（森脇 2013, 57）。各自治体は予算編成や事業決定にあたってなによりも国からの交付税配分や補助事業計画をあてにしなければならず、自主的・自律的決定は困難であった（森脇 2013, 58）。

戦後日本の地方自治は拡大し、首長と議会が「車の両輪」として自治を担うとされた。しかし、実際には首長の権限やリーダーシップは増大していったが、議会はこれに追随しがちでその存在感は希薄になっていった（森脇 2013, 58）。無報酬では議員活動を続けることができないことから、議員報酬制が導入され、そして年々これが増額されたことから、議員を本業とする議員の本職化が進行していった（森脇 2013, 60）。二元代表制はそれなりに意義ある制度だと考えられるが、地方議会の弱さ^{5d)}が、首長の力を強くさせている。それが優れた統治に向かうかというところには必ずしもならない。地方議会の抑制機能が存分に機能して行かなければならないのである。地方議会の抑制機能が存分に機能するためには、地方議会と地方選挙に留まるのではなく、まさに地方政治の全面的な展開が試みられなければならない。

1960年に就任した池田勇人首相は「10年間で給料を2倍にする」所得倍計画を提唱し、それを実現する高度経済成長政策を推進した（森脇 2013, 63）。日

本全体を対象とした総合開発計画は、当時の池田勇人内閣によって1962年に閣議決定された全国総合開発計画であった（森脇 2013, 65）。二全総は当時政界の実力者として頭角を現わしていた田中角栄元首相の『日本列島改造論』とよく関係づけられる（森脇 2013, 67）。1977年11月、大平正芳内閣において大規模プロジェクトを否定し定住圏構想を掲げる第三次全国総合開発計画が閣議決定される（森脇 2013, 67-8）。

その後のわが国の現実には、過疎化がさらに進んで65歳以上の高齢者が集落の半数を超えて、共同生活が困難になる「限界集落」がいまや急増している（森脇 2013, 73）。負の産物として公害問題が深刻化し、また高度成長に取り残された地方では人口流出が続き衰退していった（森脇 2013, 76-7）。公害問題の深刻化とともに全国的に公害反対運動が組織され、地方政治の流れを大きく変えていった（森脇 2013, 79）。

1955年11月15日、日本自由党と日本民主党が保守合同し、自由民主党が発足した。以降、自由民主党は政治改革をめぐる党内が分裂した結果、1993年7月18日衆議院総選挙において過半数を獲得できず、野党に転落するまでの38年間と翌94年の自社さきがけの連立による政権復帰から2009年衆議院選挙での大敗までの15年間政権を担当してきた（森脇 2013, 101）。第2次大戦後の日本政治はその大半の期間を保守政党優位が継続していたのである。国政における長期保守支配の背景には地方における堅固な保守支配があったとも言えるのである（森脇 2013, 103）。

自民党は「非都市型」と「地方都市型」選挙区で強みを発揮していることがわかる。全体の議席率の平均をつねに上回っている。ことに「非都市型」では圧倒的に強いといえる。しかもそれが安定的に維持されている。他方、「大都市型」では他党と競合していることがわかる。とくに1960年総選挙までは60%台の議席率を維持しているものの、次の1963年選挙では50%を割り、以降、回復していない（森脇 2013, 107）。

戦後の自治体議員は、大きく分けて次の3類型にまとめることができる。第1が地域代表型である。第2は組織代表型である。第3は市民運動型である

(森脇 2013, 112)。戦後の自治体議員のいまひとつの特徴は本業化傾向である(森脇 2013, 113)。ただし、長期在任は癒着やなれあいをもたらすことになった(森脇 2013, 114)。戦後自治体議員の変貌は、自治体議員選挙の特徴からもみることができる。まず、自治体議会の選挙制度はその理念や原則がわからない奇妙な制度である(森脇 2013, 114)。自治体選挙の特徴のひとつは選挙運動期間が短いことである(森脇 2013, 116)も付け加えておきたい。地方の権限の拡大は地方政治の腐敗の増加ももたらしたのである(森脇 2013, 145)。首長が長期在任すると権力が集中し、そこに癒着や迎合が生じ、腐敗が生れる典型的なパターンなのである(森脇 2013, 148)。地方政治の腐敗は自治体運営を混乱に陥れるのみならず、住民の不信を招く重大な問題といえる。(森脇 2013, 155)。

ここで、やや観点は違うが、日本の地方政治においては、しばしば政党は存在感を失う点について考えてみたい。建林正彦によれば、日本の地方政治においては、しばしば政党は存在感を失う。都道府県議会においては、選挙時にどの政党からも公認を受けない無所属議員が全体のほぼ20%を占め、市町村議会においては、70%を超える。なぜ地方議会選挙において、無所属議員がこれほど多いのか。これに対して日本では、「地方政治には政党はなじまない」というあたかもこの現象が当然であるかのような理解がなされてきた。またこのフレーズは、地方政治において党派性が存在することは望ましくないという規範的含意を持つこともあった。地方政治という国民により近い政体にあっては、住民の意思が直接反映されることがより望ましいのであり、中央レベルの政党を媒介とする間接民主政治は、より低く評価されることになるのである(建林 2013, 1)。

1993年、日本新党の細川護熙を首相とする連立内閣が成立した。この内閣は政治改革の実現を目指したが、同時に「地方分権の推進に関する国会決議」に基づいて分権改革を推進した。細川内閣は政治改革法案成立後退陣するが、後に続く羽田、村山、橋本、小淵内閣においても地方分権の推進は受け継がれ、5次にわたる地方分権推進委員会の勧告を経て、1999年7月に地方分権一括法

が成立した。基本的には国の主導のもとに開始された「上からの改革」という性格が強く、地方からの具体的提案は乏しかった（森脇 2013, 169）。90年代改革は第一次地方分権改革ともいわれるが、2000年代に入り積み残された課題に取り組むさらなる改革が求められた。これを第二次地方分権改革というが、その主要課題は税財源移譲や道州制の導入であった（森脇 2013, 172）。

2009年8月衆議院選挙において民主党が圧勝し、政権交代が実現した。民主党政権は地域主権改革を唱え、「改革の1丁目1番地」と位置づけて重要課題とした（森脇 2013, 174）。

国の主導する地方分権改革の一方で、地方レベルでもさまざまな改革の動きがみられ、いわゆる改革派知事や市町村長が登場した。知事としては、三重県の北川正恭、宮城県の浅野史郎、岩手県の増田寛也、鳥取県の片山善博、高知県の橋本大二郎などがあげられる（森脇 2013, 175）。

地方分権改革は地方自治体の役割と責任の増大をもたらすが、そのためには自治体の強化が求められる。1999年4月1日当時、全国に3229の市町村が存在しており、分権改革にともなう責任の増大に対応できない自治体もみられた。さらに経済界などからは交通網の整備や情報化が推進されたことから規模の拡大を求める要望も出されていた。政府は合併促進のためのキャンペーンを開始し、「平成の大合併」が推進された（森脇 2013, 185）。従来、地方自治法では、市制の要件として人口5万人以上が求められていたが、合併促進の特例措置として人口3万人以上にまで市制の要件が引き下げられた。従来、小規模自治体は地方交付税配分において優遇されていたが、その優遇措置を廃止する（森脇 2013, 191）。

おわりに

結論として何を言うか、というのは流動的な現代日本の政治状況の分析の結論の場合、むずかしいものがある。したがって、状況論ではなくて制度論、分析ではなくて、歴史的に考察した理念を述べることにならざるをえないということになる。この場合、理念とは「民主党には理念がない」という理念ではな

くて、もっと大きくとって、現代議会制民主主義における代表制の理念といったものである。山口二郎の表現を借りれば、「政権交代への幻滅から、かつて政治の可能性を期待した人々が復古主義的な安倍政権による戦後民主体制の破壊を傍観する現状において、長い時間軸の中で絶対に譲れない政治的価値について考えることこそ、今の政治学の課題である」（山口 2014, 159）。

フランスの政治哲学者ゴーシェによれば、代表民主制の歴史はおのずと3つの時期に分割される。

第1の時期は、多元性原理の勝利と呼ぶものに対応している。イギリスで「陛下に対する反対」の承認が定式化したのは1826年のことである。アメリカでは、1824年と1828年の大統領選挙で、2大政党制が決定的に鮮明になった。同じ時期に、第一次王政復古のフランスでは、右翼と左翼の対立がアンシャン・レジームと革命との象徴的な対立のもとで明確になった（ゴーシェ 2000, 21-2；Gauchet 1995, 27-8）。

第2の時期は、第一次大戦以降である。視野が変化したのは、世論の多様性の表現に和解不可能な利害の表明がとってかわり、大衆労働者政党の出現とともに、政治生活の中心に階級闘争という妖怪が腰を据えた時である。それだけではなかった。求められながらも恐怖の対称であった国家の諸機能の拡大によって、すでに公告されていた執行の手段に代わって、もうひとつの妖怪、制御不能な官僚制という怪物も同時に、その匿名の歩みと盲目的な増大とともに出現した。都市における無関心のるつぼのなかで個人が完全に離れ紐帯を失う一方で、共同体は原子化した群衆へと風化していった（ゴーシェ 2000, 23-4）。

第3の時期は、第二次大戦後である。民主政が2つの前線からの恐るべき攻撃から生き延びたばかりでなく、内部の欠陥を修復し馴致しながら敵の要求を組み込むに至ったのは、奇跡であると言っても言い過ぎではないだろう。というのも、1945年に開始される3番目の歴史の局面、戦勝による統合の局面が持つ秘密が、全体主義革命から教訓を引き出す能力にあったのは疑いないからである。全体主義による独裁が絶対に優先すべきであるとみなしていた、全体の掌握という要求に応えるための一連の措置を抑制しながら採用することで、根

底的な拒否を運命づけられているかのように見えた自由と多元性のもたらず帰結を骨抜きにして、現在の体制は自由主義的で多元主義的な体制にとどまるのに成功した（ゴーシェ 2000, 25）。排他的で復讐をめざす国民ではなく、福祉国家を通じた、再分配を行なう強力な連帯の樹立。物質面での穏やかな凝集の比類ない力は、他方では集合体の存在そのものを脅かすことなく、階級対立が表明されるのを可能にする。国民の枠組みを社会共同的に補強することで、対立がどれほど危険なものであっても、妥協を運命づけられたものとして現れる（ゴーシェ 2000, 25-6）。

20世紀の諸革命によって再創出された集団を支配するという理想は、全体主義体制の混乱の中に持ち込まれるどころか、民主制が機能する中へと移される。全体主義はこの理想を誤解して悲劇的な失敗に陥った。民主制はそれを馴致と実践が可能なものにした。民主制はたとえそれを統一的なかたちで実現できなかったとしても、実現を構想できる道を示したのである。この理想が一見したところ誤解される可能性があったのは、何よりもまずそれが当初の唱道者たちの想像した回路とは対極に位置する道を選んだという事実によっている。彼らは、複数の党派が絶対不可欠の人民の一体性に及ぼす危険性を案じていた。しかし、利害や信条の抑制された敵対関係をとおしてこそ、一般意思は取り出すことができる（ゴーシェ 2000, 27）。

ゴーシェによれば、人物に具現された執行権力と制度化された階級闘争との間の分節化から、それにとって代わるためではなく、それを完全なものにするために、一方では判事の裁定権力によって、他方では世論の無定型な権力によって形成された、前代未聞の組み合わせが分化しつつ生じてきた。この組み合わせは具体化されたものとしては前代未聞であるけれども、構想されたものとしてはそうではない。なぜなら、それはフランス革命の間、代表制の原理を有効に作動させることができないという事態が喚起した批判的な反省や提案の中心にあったからである（ゴーシェ 2000, 29）。

形象化し記号化するものとしての、諸権力に対する社会の独立を表象＝代表するものとしての世論。公的行為をその規則に立ち返らせるものとしての、人

民の名のもとでなされた行為をそれが意味を持つために参照される原理へと反省的に送り返すものとしての判事。ここで2つの現象がどのようにして結びついているのかがわかる。統治を行なう者と代表する者を、彼らの企ての法的限界にまで、したがって彼らの持つ権力の源泉にまで立ち返らせることで、判事は彼らと彼らの委任の出発点である主権者としての集団とを隔てている距離を読み取れるようにする（ゴーシェ 2000, 30）。

今日において追求され投げどころとされるような世論とは、騒々しく、集団により、もったいぶって公共の場所に姿を現すような世論ではないからである。それは大衆の中に潜み、内に秘められた潜在的あるいは仮想的な世論である。現実には意見を持たない者を含む一般的な世論であり公共のことがらに影響を及ぼすことに関心を抱く人間が、はっきりと申し立てる世論ではない（ゴーシェ 2000, 32）。

世論による政治は不公平をいささかも取り除きはしないが観客として引きこもるときに市民が考慮に入れられる機会を提供する。中立、批判あるいは無関心、何であれそこから生じる距離によって、関与は相対化されると同時に、統治者との直接的で独立した関係が、媒介された動員にかわってより高い価値を付与される（ゴーシェ 2000, 32-3）。

世論が舞台に登場することによって、社会的な代表制の装置は現実に完成される。世論の舞台への登場によって、一方では、現実社会が市民にもたらす義務や人々を拘束する社会の分断からは離れた純然たる市民の第2のあり方が社会的行為者にもたらされる。他方では、指名の様式により否応なく党派的なものとなる権力に対して、全体の利害や信条のもつ匿名の普遍性が表明される判断の極対置される（ゴーシェ 2000, 33）。

政治秩序における判事の地位の向上⁶⁾も同じ源泉に由来している。これもまた権利の要求という様相のもとでの個人の肯定によってもたらされた。それはまた委任の危険、明確に同定される指導者への統治責任の割合がその鮮明な一段階となっている委任の危険を支配するための一連の努力の中に位置づけられるべきである（ゴーシェ 2000, 33）。

ゴーシェによれば、カール・シュミットは『憲法論』の中で政治上の代表制が持つ2つの意味を区別している。委任としての代表制と不可視のもの現存化としての代表制である。この後者の意味をブルジョワ自由主義的議会主義は軽視しがちであった。つまり、議会主義は、委任としての、「法的＝技術的」な代理としての代表制を不当に高く評価し、その限界を見極めることがなかった。現実には、つねに、もうひとつの代表制が作動している（ゴーシェ 2000, 249）。

ゴーシェは次のように結論づける。われわれは神々の時代を抜け出して、代表制の時代に入った。われわれを統治する他の人間をとおして、われわれが自身を統治することを可能にするという、ありそうにもないこうした同胞関係を保証するための最良の手段を、われわれはまだ探究し終えてはいない（ゴーシェ 2000, 254）。

- 1) 日本経済新聞の世論調査によれば、安倍内閣の支持率は2013年11月の調査より7ポイント下落して56%となり、2012年12月の第2次安倍内閣発足後、最低となった。不支持率は7ポイント上昇し、35%と最も高くなった。先の臨時国会で成立した特定秘密保護法については「評価しない」が58%と「評価する」の28%を上回った（『日本経済新聞』2013年12月23日）。共同通信社が2013年12月28、29両日に実施した全国緊急電話世論調査で、安倍晋三首相による靖国神社参拝に関連し、外交関係に「配慮する必要がある」が69.8%と「配慮する必要はない」の25.3%を大きく上回った。首相参拝について「よかった」は43.2%、「よくなかった」は47.1%と批判的な意見が多かった。安倍内閣の支持率は55.2%と今月22、23両日の前回調査に比べ1.0ポイント増。不支持率は32.6%（前回33.0%）だった（『日経デジタル』、2013年12月29日）。
- 2) 自民党や民主党といった大政党になればなるほど、議員を中心として構成されており、政党としての実体が希薄である（飯尾 2001, 287）。
- 3) 大阪府知事・市長ダブル選挙については土倉（2012）を参照されたい。
- 4) 砂川によれば、1990年代後半から2000年代前半にかけての「改革派知事（首長）」の出現という現象が極めて示唆的であると言う。すなわち、彼らは、選挙における支持や決定の一貫性といった制約から自由になることを志向し、選挙民である地域住民の支持を梃子に地方議会で積み上げられてきた従来の決定の「外部」に立ちながら、「現状維持点」からの変化を起こす改革を進めようとしたのである（砂原 2009, 204）。
- 5a) 山口二郎も次のように言っている。「直接民主主義で表現される民意の威力を考えれば、国民投票、住民投票をのべつ幕なしに行なうべきではないという結論が導

かれる。携帯電話やスマートフォンを使えば毎日国民投票ができるからといって、次から次へと議案を提示し、賛成か反対かボタンを押せと言われればむしろ国民、住民は辟易する。わからないまま、いい加減に投票するか、テレビ等のメディア見聞きした評論家や政治家の主張に沿って投票するか、それとも投票すること自体を拒絶して、有能そうなリーダーに決めてくれと言うか、いずれかの対応をとるであろう。そうなると、直接民主主義は形骸化する」(山口 2013b, 140-1)。付言すれば、世論調査もこの傾向が見られると思われる。単純化された設問に即時に返答を求める世論調査のやり方は、その調査の結果のデータがどこまで信頼できるか慎重に考慮すべきものと思われる。直接投票について言えば、杉田敦の指摘する論点が興味深い。杉田によれば、直接投票の場合、ある事柄について賛成か反対かという二者択一で問うことが多い。もう少し選択肢を増やすこともあるとしても、自分の意見とぴったりと合うような選択肢がそこにあるとは限らない。意見の複数制、争点の多様性、時間の経過の中での情勢の変化など、代表制のなかでも問われる問題が直接投票でも起きる(杉田 2013, 42-3)。

- 5b) 「2013年12月6日は、多くの思慮深い市民」がこの悪法成立に危機感を抱き、立ち上がった重要な日として後世の歴史に刻まれるようにしたい」とベルギー在住の国際ジャーナリスト谷口長世は述べた(谷口 2014, 70)。
- 5c) 楠下左京は、民主党政権の分裂と自壊を経て再度の政権交代をもたらした「平成デモクラシー」。同党の惨状の記憶は自民党に抑止力として働き、皮肉にも安倍流の官邸指導を下支えしている、と言う(楠下 2014, 95)。
- 5d) 知事や市長などが目立ったり世上を賑わしたりするので、自治体で最も強い権限を持っているのは首長だと思っている人が多いが、実は首長たちは議会が決めた条例や予算を執行する立場でしかない。地方自治の中心は本来議会である。しかし、その議会の評判が悪い、と片山善博は言う(片山 2014, 107)。
- 6) 杉田によれば、政治を制約するひとつの有力なものが憲法であると言う。とりわけ大事なのが、アメリカで言えば司法審査、日本で言えば違憲立法審査である。こうしたものは、議会が多数で決めた法律であっても、憲法に違反している場合には無効にする。これは少なくとも直接的には民主的な制度ではない。しかし、これが憲法を守る番人の役割をしている。ところが、これまで、日本の最高裁判所は、政治にかかわる事柄について、積極的な判断を避ける傾向があった。国政選挙の一票の格差の放置のように、誰が見ても政治家たちの自分勝手な行動が目立つ事柄についても、選挙無効の判決などは出さず、「違憲状態」のような表現に長い間とどめて来た。裁判所が政治にかかわる決定に及び腰になる背景に、最高裁判事が政治的に選ばれるという事情がある。司法というものは政治の完全な外部にあるものではないが、政治の暴走に対する一定の歯止めとなる可能性を持つ(杉田 2013, 159-61)。これは、吉田徹が紹介する古代ギリシャに存在していた「違法提案裁判」につながるかもしれない。吉田は、ロザンヴァロンの著書(Rosanvallon, 2006)に拠りながら、流動性と個人化に特徴づけられる現代デモクラシーでは、代議制民主主義は代表者への「信任」という形で機能することがないゆえ、代表制を無理に高

めようとするのではなく、その機能性を高めることでしか有効な統治は実現できない。「政治不信」を内在させた「移り気」な「政治的消費主義」は近代そのものの帰結であって、反転させようとするればファシズム的たらざるをえない。ロザンヴァロンによれば、過度に政治的になることで無意味な競争を繰り広げ、共同体の厚生をいたずらに低める民主政治に対して、むしろチェック・アンド・バランスの観点からこの過熱した政治に非政治性をもたらすべきであり、そのような知恵は「違法提案裁判」や「陶片追放」といった形で古代ギリシャから存在していたと言う（吉田 2013, 55-6）。

参 考 文 献

- 飯尾 潤 (2013a), 「政権交代と『与党』問題——『政権党』になれなかった民主党」, 同編『政権交代と政党政治』, 中央公論新社, 103-37頁。
- (2013b), 『現代日本の政策体系』, ちくま新書。
- 岩本 勲 (2013), 『自民党「日本国憲法改正草案」批判』, 大阪唯物論研究会。
- 片山善博 (2014), 「民主主義の空洞化——国会を他山の石とし地方自治を診る」, 『世界』2月号, 105-11頁。
- 北野和希 (2013), 「長期戦略で『黄金の3年間』を手にした安倍自民党」, 『世界』9月号, 49-59頁。
- 楠下左京 (2014), 「安倍流官邸指導にくすぶる火種と『平成デモクラシー』の行方」, 『世界』2月号, 87-95頁。
- 斎藤貴男 (2013), 『安倍改憲政権の正体』, 岩波ブックレット No. 871。
- 斎藤美奈子 (2013), 「民主党政権の三年余から何を学ぶか」, 『ちくま』509 (8月号), 14-7頁。
- 杉田 敦 (2013), 『政治的思考』, 岩波新書。
- 砂原庸介 (2009), 「もうひとつの政界再編: 政党における中央地方関係の変化とその帰結」, 御厨貴編, 『変貌する日本政治: 90年代以降「変革の時代」を読みとく』, 勁草書房, 101-25頁。
- (2013a), 「政党の地方組織と地方議員の分析」, 建林正彦編著『政党組織の政治学』, 東洋経済新報社, 53-70頁。
- (2013b), 「『大阪維新の会』による対立軸の設定——大阪府知事選, 大阪市長選, 大阪府議選, 大阪市議選——」, 白鳥浩編著『統一地方選挙の政治学: 2011年東日本大震災と地域政党の挑戦』, ミネルヴァ書房, 230-61頁。
- 善教将大・石橋章市朗・坂本治也 (2012), 「大阪ダブル選挙の分析——有権者の選択と大阪維新の会支持基盤の解明——」, 『関西大学法学論集』第62巻第3号, 247-344頁。
- 善教将大・坂本治也 (2013), 「維新の会支持態度の分析」, 『選挙研究』29-2, 74-89。
- 曾我謙吾 (2013), 「都道府県議会議員から見た県連組織の実態」, 建林正彦編著, 前

- 掲書, 31-51頁。
- 竹中治堅 (2013), 「民主党政権と日本の議院内閣制」, 飯尾潤編, 前掲書, 140-80頁。
- 建林正彦 (2013), 「マルチレベルの政治システムにおける政党組織」, 同編著, 前掲書, 1-29頁。
- 谷口長世 (2014), 「秘密保護法の隠された秘密——安倍軍産複合政権にどう歯止めをかけるか——」, 『世界』 2月号, 63-70頁。
- 土倉莞爾 (2012), 「『橋下旋風』小考: 2011年11月『大阪ダブル選挙』の問題点」, 『関西大学法学論集』 第62巻第2号, 263-325頁。
- (2013), 「『世界』における清水幾太郎と社会学」, 『関西大学法学論集』 第63巻第3号, 1-36頁。
- 中井 歩 (2013), 「ポピュリズムと地方政治——学力テストの公表をめぐる橋下徹の政治的手法を中心に」, 新川敏光編 『現代日本政治の争点』, 法律文化社, 93-114頁。
- 中北浩爾 (2009), 「日本の労働政治——民主主義体制の変容と連合——」, 新川敏光/篠田徹編著 『労働と福祉国家の可能性』, ミネルヴァ書房, 14-30頁。
- (2012), 『現代日本の政党デモクラシー』, 岩波新書。
- (2013), 「理念の復権: ポスト・マニフェストと2013年参院選」, 『世界』 8月号, 77-88頁。
- (2014), 「『決められるすぎる政治』から『合意できる政治』へ——行き詰まる『二大政党制』の次なる段階を展望する——」, 『世界』 2月号, 96-104頁。
- 中野晃一 (2014), 「小選挙区制——『選挙独裁制』が破壊する民主主義」, 『世界』 2月号, 119-27頁。
- 中野 潤 (2013), 「公明党の憂鬱: 憲法改正論議のカギを握る学会婦人部」, 『世界』 8月号, 98-108頁。
- 樋口陽一 (2013), 『いま, 「憲法改正」をどう考えるか——「戦後日本」を「保守」することの意味』, 岩波書店。
- (2013b), 「なぜ立憲主義を破壊しようとするのか: 現状を見定めることの責任」, 『世界』 12月号, 63-8頁。
- 細野豪志 (2013), 『未来への責任』, 角川書店。
- 牧原 出 (2013), 『権力移行: 何が政治を安定させるのか』, NHKブックス。
- 森脇俊雅 (2013), 『日本の地方政治』, 芦書房。
- 山口二郎 (2013a), 「頓挫した民主党というプロジェクト: 参院戦後の政治課題」, 『世界』 9月号, 41-8頁。
- (2013b), 『いまを生きるための政治学』, 岩波現代全書。
- (2014), 「政治学は政治を守れるか? ——期待と幻滅のバランスをどう取るか」, 『世界』 2月号, 150-9頁。

- 吉田 徹 (2013), 「『民意』の在り処」, 『世界』 2月号, 53-9頁。
- 吉野源三郎 (1976), 「戦後の30年と『世界』の30年」, 『世界』 1月号, 253-82頁。
- ゴーシェ, マルセル (富永茂樹, 北垣 徹, 前川真行訳) (2000), 『代表制の政治哲学』, みすず書房。
- デュヴェルジエ, モーリス (時本義昭訳) (1995), 『フランス憲法史』, みすず書房。
- Duverger, Maurice (1953), *Les constitutions de la France, 4e éd., Que sais-je ?; 162*, Paris, Presses universitaires de France.
- Gauchet, Marcel (1995), *La Révolution des pouvoirs: la souveraineté, le peuple et la représentation, 1789-1799*, Paris, Gallimard.
- Katz, Richard S. and Peter Mair (1995), “Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of Cartel Party,” *Party Politics*, 1 (1).
- Rosanvallon Pierre (2006), *La contre-démocratie: La politique à l'âge de la défiance*, Seuil, Paris.
- (translated by Arthur Goldhammer) (2008), *Counter-democracy: politics in an age of distrust*, Cambridge: UK, Cambridge University Press.
- Taggart, Paul (2000), *Populism*, Buckingham; Philadelphia, Open University Press.

